

令和3年9月定例会

まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年9月7日(火)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和3年9月7日(火) 午前 8時59分
散 会 日 時	令和3年9月7日(火) 午後 4時21分
委 員 長	頓 所 澄 江
委員会出席委員	
委 員 長	頓 所 澄 江
副 委 員 長	加 藤 英 樹
委 員	阿 部 慎 也 秋 谷 修 川 崎 葉 子 市ノ川 徳 宏
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 8 0 号	市道の路線の廃止について	原案可決
第 8 1 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 8 3 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 8 6 号	令和 3 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 7 号	令和 3 年度鴻巣市水道事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 8 8 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 9 0 号	令和 2 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	原案可決
第 9 2 号	令和 2 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	原案可決
第 9 3 号	令和 2 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	原案可決
第 9 5 号	令和 2 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定
第 9 6 号	令和 2 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定

委員会執行部出席者

（都市建設部）

都市建設部長	清 水 洋
都市建設部副部長	清 水 千 之
都市建設部副部長	五十嵐 剛
都市建設部参事兼都市計画課長	矢 部 正 樹
都市計画課副参事	藤 村 弥
建築住宅課長	秋 元 宏 康
建築住宅課副参事	中 島 隆 晶

市街地整備課長	大堀勝彦
市街地整備課副参事	原口均
市街地整備課副参事	田村邦博
都市建設部参事兼道路課長	中根治人
産業団地プロジェクト課長	戸ヶ崎徹

(上下水道部)

上下水道部長	三村正
上下水道部参事兼経營業務課長	高子英江
水道課長	小林弘樹
下水道課長	山崎眞也
下水道課副参事	宮澤祐紀

吹上支所長	細野兼弘
川里支所長	山縣一公

書記	佐伯幸子
書記	中島達也

(開会 午前 8 時 5 9 分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。川崎葉子委員と市ノ川徳宏委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第80号 市道の路線の廃止について、議案第81号 市道の路線の認定について、議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第86号 令和3年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)、議案第87号 令和3年度鴻巣市水道事業会計補正予算(第1号)、議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第90号 令和2年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第92号 令和2年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第93号 令和2年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第95号 令和2年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議案第96号 令和2年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についての議案11件であります。

これを直ちに議題といたします。

先ほど説明させていただいたとおり関連する部署ごとに議案審査をし、その都度ごとに休憩を挟みますので、関係ない執行部の退席をお願いいたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第80号及び議案第81号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩をして現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。

次に、議案第83号、議案第86号の補正予算、次に議案第88号の一般会計決算認定、次に区画整理事業に係る議案第92号、議案第93号について執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第88号の一般会計決算認定については、歳入歳出を一括して

審査を行い、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

次に、議案第87号、議案第90号、議案第95号、議案第96号について執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算及び決算については、予算書及び決算書のページ数及び事業名を先に述べてから質問をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時03分)



(開議 午前9時04分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議案第80号及び議案第81号について一括して執行部の説明を求めます。

(都市建設部参事兼道路課長) おはようございます。議案第80号及び議案第81号は、市道の路線の廃止及び認定について、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき議決を求めるものでございます。関連がございますので、一括してご説明いたします。

初めに、議案及び図面ナンバー1の市道廃止図を御覧ください。市道G-168号線でございますが、起点を鴻巣市八幡田字前通698番1地先とし、終点を鴻巣市八幡田字前通693番1地先とします。幅員3.0メートル、延長100.42メートルの路線でございます。

続きまして、同図面の市道G-315号線でございますが、起点を鴻巣市八幡田字前通694番地先とし、終点を鴻巣市八幡田字前通732番1地先とします。幅員2.0メートル、延長43.11メートルの路線でございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー2の市道廃止図を御覧ください。
市道I-556号線でございますが、起点を鴻巣市郷地字三谷427番1地先とし、終点を鴻巣市郷地字三谷432番1地先とします。幅員2.4メートル、延長18.1メートルの路線でございます。

以上、廃止の3路線につきましては、市有財産の処分に伴い廃止するものでございます。

続きまして、次ページの図面ナンバー3、市道認定図を御覧ください。
市道A-434号線でございますが、起点を鴻巣市人形4丁目2678番14地先とし、終点を鴻巣市人形4丁目2678番25地先とします。幅員4.5メートル、延長71.58メートルの路線でございます。開発事業による道路の帰属に伴い認定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 説明が終わりました。これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時07分)



(開議 午前10時48分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第80号及び議案第81号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) では、お聞きします。

市有財産売却処分ということですが、この手続についてお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 払下げの手順の流れをご説明いたします。払下げの窓口は資産管理課になりますが、確認したところ次のとおりということで、ちょっとご説明申し上げます。

大きく2つに事前協議と本申請という形で分かりますけれども、事前協議なのですけれども、最初に申請者から払下げ申請協議書が資産管理課へ提出されます。次に、資産管理課が受け付け、審査いたします。その

後、税務課へ評価証明書、名寄せ帳発行依頼をします。その後、都市計画課へ価額算出の依頼が来ます。次に、各課協議が始まります。その後に資産管理課から申請者へ回答が、その各課協議の回答が行きます。そこで事前協議の条件を満たせば払下げが可能になります。その中では、払下げの同意書だとかをつけなさいだとか、そういったことが書かれると思うのですけれども、その後に本申請という形になります。本申請は、申請者から公有財産買受け申請が資産管理課へ提出され、そこで受け付けます。その後に道路課へ用途廃止依頼が来ます。道路課のほうで認定道路の認定廃止について、まさに今なのですけれども、今の審議をしていただきます。ここが現在地点です。その後、可決となると廃止の告示をします。告示後、2か月間は当該道路を管理していた者が管理しなければならないという道路法第92条第1項により2か月間管理します。その後、2か月管理後、資産管理課から都市計画課へ表示登記の依頼があります。次に、都市計画課から資産管理課へ登記済み通知をします。その後、資産管理課と申請者で土地売買契約を締結し、納入通知書を発行となります。その後、支払い後、都市計画課へ登記依頼が来ます。都市計画課から資産管理課へ移転登記通知が出され、その後申請者へ登記済権利証を渡す形になって、そこで完了となります。大まかな流れとしては以上でございます。

（川崎）では、この市有財産売却処分という形になるわけなのですけれども、このような道路の払下げの当然市民の方、あるいは事業者の方から要望があり、今お話ししていただいたような手続を経て売却処分が完了するということになるかと思いますが、この近年の件数と詳細についてお伺いいたします。

（都市建設部参事兼道路課長）市有財産処分に伴う市道の路線の廃止数なのですけれども、平成28年度から令和2年度までの5年間で9路線となっております。内訳としましては、平成28年度は3路線、平成29年度は1路線、平成30年度は4路線、令和元年度はゼロです。令和2年度は1路線、令和3年度は今回の3路線となっております。

以上でございます。

(川崎) すみません。詳細というのは分かりますか。要するにどのような経緯というか。

(都市建設部参事兼道路課長) 今申し上げました9路線につきましては、払下げ理由とすると、全て敷地一体利用のためということになります。

(委員長) 聞き取りにくいそうなので、もう一回、すみません、道路課長、お願いいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 9路線、今5年間であったのですけれども、全て敷地一体利用、申請者が敷地を一体的に使うという目的で購入したいということです。

(川崎) 単価についてお伺いしたいのですけれども、当然事前協議の中でお示しをされることだと思いますが、この単価についてはどのようになっているのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 今回の議案の単価ということでよろしいですか、3路線の。そうしましたら、最初に言った食品会社のほうなのですけれども、そこがG-168号線とG-315号線、これはまとめて評価しております。その中で面積が368.04平方メートル、単価1平米当たり1万400円、金額にしますと382万7,616円と聞いております。

次のあれもですか、郷地のほうも。郷地のほうは、面積が5.73平米、単価は1平米当たり9,700円、金額が5万5,581円です。

(川崎) 今単価の違いがあったかと思うのですけれども、この単価の違いというのはどういうことによって決定されるのか伺います。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 単価のほうは、うちの用地担当のほうで算出をしております。例えば先ほど言われていた食品会社のほうに関して言いますと、面積がある程度あるというものに対しては、基本的には平米単価は下がる傾向にあります。また、郷地のように小さい部分については単価が高めになるように計算されております。また、郷地に関しては、ちょうど敷地が真ん中の辺りの部分を払い下げることと、これが真ん中の部分ですと将来整形されると真四角になるということと、既存の部分についても価値が上がるということと、ある程度高くなると。こういった計算式が用対連のほうで決められていますので、そ

ちらに基づいて行っております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第80号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号 市道の路線の認定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時59分)



(開議 午前10時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(秋谷) 34ページの大間近隣公園の整備事業のところですが、従前の予定と今回の設計委託でどういったふうになるのだろうか、その構造が。以前は図面を出していただいていたよね。市民から意見を募るときの図面であるとか。今回はまだその設計かける段階だから、新しい図面というのは我々は見えていないけれども、どういったふうになるのか、口頭になってしまいますけれども、ちょっとその辺りの説明をお願いします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 今回、変更ではつつみ学園側から3分の1程度の範囲になるのですが、もともとつつみ学園側のほうに大型複合遊具とザイルツリーというのですか、ロープのツリーの形の遊具が川里の中央公園とかにあるのですけれども、そういった大きいものであればそんな遊具がつく予定になっていました。そこの部分に今回インクルーシブ遊具の計画をしております。あと、そちらのほうに駐車場もあるのですが、その駐車場から1つ西中側に園路を挟んだ状態で芝生が、人工芝の部分があったのですけれども、その部分についてもちょっと一度再検討させてもらって、どうしてもインクルーシブ遊具の周りにはゴムチップの舗装をしなければならないので、その辺の関係で、現在のところ大型遊具の周りは天然芝を予定していたのですが、そちらのほうにインクルーシブを置くことで、そちらのほうにゴムチップを持っていかなければいけない。となると、反対側の部分には人工芝が必要なのかなのかも含めて再度検討すると、そんな中身になっております。

(秋谷) 今回補正が通って、それから正式にその設計の委託かけるのでしようけれども、具体的に我々がその図面を見られるというのは大体いつ頃になりそうな予定ですか。

(都市建設部参事兼都市計画課長) これから業務委託、補正予算をいただいて業務委託になりますので、三、四か月業務委託にはかかると思います。ただ、成果品が上がってきて皆様にお示しできるのが今年度末ぐらいなのかなというふうに考えています。

(秋谷) 当初の設計が終わった後に市民の意見を聞くのは何ていいまし

たっけか。

(委員長) パブリックコメント。

(秋谷) パブリックコメントを取ったではないですか。今回その変更するに当たっては、もう一回そのパブコメというのは取り直すものなのですか。それは取り直さない。どっちなのだろう。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 一応、パブリックコメントのほうは実施する予定はございません。基本的なコンセプト、パブリックコメントで出ている意見についての変更は生じていないのかなというふうに考えています。

(秋谷) あと、その大間近隣公園自体の当初のスケジュールについては、この変更は影響はないと置いていいのかな。それとも、何か月かちょっと押ししてしまいますというような話なのかな。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 現在のところ影響はないと考えております。

(秋谷) あと、同じ34ページの住宅管理費のところの市営住宅施設の維持管理事業ですけれども、大まかな入退去に係る分のお話というのはありましたけれども、具体的に件数というのは大体何件分というのかな、あるか教えてもらいたいのですが。

(建築住宅課長) 今年度につきましては、既に8件リフォームで発注をしております。補正として予定しているのが、リフォームを今入退去者がいる登戸団地と人形町団地の5戸分を想定して、合わせて288万円ぐらいのリフォーム費用がこれからかかるのかなという想定をしております。そのほか、年間の修繕料とか、共用部分とか、建物戸内、その辺を配慮いたしまして、今回の補正517万7,000円を上げたものです。

以上です。

(秋谷) その入退去に関わるところで、例えば市営住宅だと募集の時期であるとか、あるいは建物によっては年中入居が申し込める状況ももちろんあるだろうし、ただ事退去について言うと、時期的には季節の変わりになるのかなと。例えば3月から4月であるとか、そういう時期が一番多そう。だから、逆に言うと、今こういう補正が出てくるというのも

何か時期ずれしているかなという気がするのですけれども、本来だったら当初の予算の中で見れる部分というのが実際あって、それで本当に突発的に例えばお亡くなりになったとか、そういった事情でのことなのかしら。

（建築住宅課長）当初から予算をリフォームについても考慮すべきのところもあるのですけれども、なかなか10月から申込みをうちのほうも受け付けておりまして、予算等を組んでいる間にどのくらいの入退去があるのかというのはちょっと想定しにくいところがありまして、実際やはり年度替わりが入退去は出ることが多いです。特に今年度は入退去が想定した以上に多くて、そういった点からちょっと施設修繕費を多く使った経緯がありましたので、今回補正に至ってしまったといった経緯にあります。

以上です。

（川崎）それでは、市営住宅施設維持管理事業についてですが、入退去のリフォームに併せて共有部分についての修繕というお話もあったかと思うのですけれども、その詳細について伺いたいということと、これが計画的な修繕ということだったのか、単発的に発生した修繕ということなのか伺います。

（建築住宅課長）共有部分の修繕ということなのですけれども、計画的なものというのは最近ちょっと見ても行った経緯というのはちょっとありません。突発的なものが多くあります。主にあったものとしましては、共有部分の廊下であるとか外灯、この部分について球切れ等がありまして、これをLEDの照明のほうに替えていくと、そういったものが多いです。そのほか、消防用設備で非常警報とか避難はしご、こういったものを直したという事例もあります。

以上です。

（川崎）今回出されたのは登戸だけなのですか。その確認と、エレベーターが登戸については設置してあるかと思えますけれども、もうエレベーターを設置して何年ぐらいになるのか。それで、修繕とかはどうなのか、大丈夫なのかということでお聞きいたします。

(建築住宅課長) エレベーターは登戸の市営住宅の1号棟に1基あります。鴻巣市内でエレベーターがあるのはこの1基のみです。このエレベーターにつきましては、毎年メンテナンス契約をしております。現在三菱ビルテクノサービス関越支社と契約しております。毎月点検の中で交換を勧められているものがあります。停電をしたときに対応するためのインターホンとかのバッテリーの寿命が既にかかなり経過してしまっているのです、交換をしたほうがいいよと。それと、油圧式のエレベーターですので、これが平成9年度に設置された、新築当時に設置されたエレベーターではあるのですけれども、これが設置したときのまま何もオイル等についてメンテナンスがしていないので、汚れ等があると、これについても交換をしたほうがいいですよというようなご指摘がございまして、これについての交換をしたいというふうに考えています。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第83号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第86号 令和3年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整

理事業特別会計補正予算（第1号）について執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（秋谷）ちょっと何点かお伺いしますけれども、8ページ、9ページにかかるのか、前年度の繰越金のところは決算の剰余金ということなのだけれども、まだ決算の話に行っていないから、なぜにこの2,955万9,000円か、例えば工事の進捗が例えば悪かったとか、計画どおりいかなかった、そういうような何かしらの理由があるのではないかと思うのだけれども、この理由についてもご説明いただきたいのだけれども。

（市街地整備課長）繰越金の発生理由といたしましては、令和2年度におきましては歳入となる保留地売却、こちらが芳しくございませんでした。収入減少の影響が大きかったことから、建設発生土処分業務委託予算や入札執行残など歳出抑制を行いました。この結果、繰越金が当初予算より増加し、主立った繰越し理由が今のとおりでございます。

以上です。

（秋谷）そうすると、この先は決算でやったほうがいいね。ここの繰越しの話については。

あと、もう2点聞こうと思っていたのだけれども、道路築造工事の減額の理由は分かったので、その下の物件移転補償のほうは内訳が今示されたのだけれども、今回この物件移転補償をすることによって事業の進捗が、3年度中の予算で見ていたものがさらに進むかどうか。要は、3年度の予算で一応計画をつくっているでしょう。今回補正でこの部分の物件移転の補償料を払うわけだから、そうすると3年度の計画がちょっとは進展するのかなと思うのだけれども、影響は何もないの。

（市街地整備課長）今回の補償料で増額することによって事業の進捗を図るということから、当初4件ほかを予定していたものを13件という形で個別的な進捗を図る形にします。令和3年度の事業、当然次年度のものを前倒ししながら実施していくということで、次年度以降の工事だとかそういったもののほうを少しずつ前倒しするようにこちらも考えてい

きたいと思います。

(秋谷) ちょっと私の頭の理解が悪いみたいなのだけれども、次年度以降の分は、今回の物件移転補償したことによって、例えば再度補正が入って3年度中に入れるという意味の答弁なのかな。それとも、今回の物件移転補償は来年度以降の予算を組むに当たっての進捗につながるものなのか。どっちなのだろう。今年度の事業としての補正をさらに組んで入ってくるのか、それとも来年度、新年度予算を組むときのためのものなのか。

(市街地整備課長) 物件の補償になりますので、どいていただかないと、また移転等をしていただかないと当然次の工事というものに入れないことになりますことから、3年度のやる分について、前倒しを少しずつしていくことによって、少しずつ進捗をトータルで上げることができるというふうに考えております。

(川崎) 今の物件移転補償料のことについてなのですけれども、当初4件の見直しだったものを13件の移転ということで見直したというお話だったのですけれども、その理由についてお伺いします。

(市街地整備課長) 主立ったものについて、建物移転で北新宿3号幹線、こちらが入っている計画地となっているため、整備優先が高い路線でございました。その方が相続の関係で補償交渉が進められなくなったことができたことから、今年度の見込みから振り替えることとして、振替分と、工事費からの補助金上の組替えを行って増額することによってプラス10件を実施するものでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第86号 令和3年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時27分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時49分)



(開議 午後2時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) それでは、歳入なのですけれども、歳出も出ているのですが、歳入でお聞きをしたいと思います。

61ページで、道路課の道路賠償等保険金についてです。24万2,402円が計上されております。1点目、保険金の内容についてお伺いいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 保険の内容なのですけれども、保険契約先、株式会社ほけんショップアイ、道路が1,147キロメートル分、道路賠

償責任保険66万6,520円、令和2年度分、賠償内容は対人3,000万円、1事故5億円、対物1,000万となっております。

以上です。

(川崎) 今回も計上されているのですけれども、毎年どの程度の件数があり、どの程度の金額が出ているのか、近年の状況を教えていただきたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) 令和2年、示談が2件、金額にいたしまして24万2,402円。令和1年、これは示談でなく、裁判になって判決がございました、それが1件、19万8,647円。これは、平成29年に発生したものの裁判の支払いです。次に、平成30年、示談が4件、金額で39万1,751円。この4件のうち2件は平成29年に発生した分でございます。次に、平成29年、示談が5件、55万1,594円となっております。それで、最後、5年前の5か年分の平成28年、示談1件、75万5,090円となっております。以上です。

(川崎) では、歳出に行きたいのですけれども、歳出のページが113ページで、交通安全施設整備事業についてお伺いいたします。

1,845万3,162円が計上されております。先ほども説明があったのですけれども、さらに詳細な工事件数と内容についてお聞きいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 14節の交通安全施設整備工事と、14節の交通安全対策工事、この2つについて、まずご説明申し上げます。

交通安全施設整備工事でやったものとしましては、これ新設工事なのですけれども、カーブミラー29基、区画線16か所、それと標識が榎戸1丁目の洲崎橋、そこが重量規制がかかっている、2トンの規制がかかっているのですけれども、その標識がついていなかったのもので、それを設置いたしました。それと、視覚障がい者誘導標設置工事が1件、これは荒川左岸線の鴻巣駅入り口交差点のところの視覚誘導ブロックの設置工事が1件、合計29、16、1、1、47件の工事を行いました。次に、通学路安全対策工事、これは区画線24件の工事を行いました。合計すると、この2つで47件と24件、合計で71件の工事を行ったものでございます。

以上です。

(川崎)では、その次です。115ページになります。ゾーン30の整備事業について599万8,300円計上されております。これまでもゾーン30は計画的に取り組んでこられたと思いますので、改めましてこれまでの件数と効果についてどのように把握しているのか伺います。また、今後の見通しについても伺います。

(都市建設部参事兼道路課長) これまでやった箇所なのですけれども、7地区ございます。まず、一番最初に平成25年吹上富士見地区。2番目としまして、平成26年本町地区。3か所目が平成27年生出塚地区。4番目が平成30年に宮地4丁目、5丁目、東4丁目、鴻巣地区という名前が4つ目。5つ目が令和元年に実施したひばり野中央地区。最後に、令和2年度に実施しました吹上富士見A、B地区として、吹上富士見2丁目地区と3丁目地区。以上、7地区で実施しております。

ゾーン30整備事業の事業効果ということなのですけれども、これちょっと調べてみたのですけれども、警察庁交通局が令和2年4月に出したゾーン30の概要というのによりますと、平成29年度までに全国で整備したゾーン30、3,407か所において、整備前年度の1年間と整備翌年度の1年間における交通事故発生件数を比較したところ、ゾーン内における一定の交通事故抑止効果や自動車の通過速度の抑制効果が認められるということで、全事故が23.7%減したということが載っております。それと、通過速度の変化ということで、警察庁交通局の資料、平成30年の4月の資料によりますと、通過速度の変化として平成28年度末までに埼玉県警と京都府警で実施したゾーン30のうち、202か所において整備前後における平均通過速度を比較したところ、2.9キロ低下したということは載っております。鴻巣市に、鴻巣警察署に聞いたところ、整備後の効果を確認したところ、昨年度なのですけれども確認したところ、鴻巣地区を特定した数字等はないけれども、過去に重傷事故等があった地区はあったが、整備後においてはなくなった、速度規制、安全対策等の効果が出ていると認識しているという回答をいただいております。

それと、今後の見通しということなのですけれども、これも警察に確認したのですけれども、今後今のところゾーン30の整備を鴻巣警察署管内

でやる計画はないということでございました。

以上です。

（川崎）それでは、241ページですけれども、緑化推進事業といたしまして158万3,594円が計上されております。説明では、公園への樹木伐採、植え込みなどということでございましたけれども、この委託先というのは決まったところなのか、また計画的に行っている事業なのかについてお伺いいたします。

（都市建設部参事兼都市計画課長）こちらの緑化事業委託料のほうですが、特に決まった業者さんとかというわけではなく、場所も毎年いろんな場所になっております。昨年ですと、エルミパークの樹木の植え替え業務委託ということで大川緑地開発鴻巣支店、鴻巣宿おおとり公園のプランター設置業務として大里樹苗造園、それから北新宿の近隣公園の植栽として河野造園、コスモスアリーナ駐車場植栽ということで小林造園ということで、こちらの業者のほうはその場所とか、その時期に応じてその都度変わっております。

（川崎）では、279ページです。産業団地の関係で、商工業振興費庶務事業ということでございます。事業内容と今後の見通しということで、詳細に分かればお聞きしたいと思います。

（産業団地プロジェクト課長）令和2年度の事業内容としましては、令和2年9月の12日、13日で鴻巣フラワーセンターにおいて都市計画の変更に関する説明会を開催しております。説明会には地権者を含め73名の方に参加していただいております。また、令和元年度から行っています合意書取得業務につきましては、令和3年3月23日に埼玉県と鴻巣市で基本協定を締結しましたことから、4月から用地買収開始したということで、合意書取得業務を終了しまして、令和3年度に用地交渉業務として埼玉県土地開発公社に委託しております。

今後の見通しということなのですけれども、現在用地買収と都市計画の決定に向けた事務を進めておりまして、都市計画決定後に開発業務、それから造成工事を行う予定ということとなっております。

以上です。

(川崎) それでは、291ページについてお伺いいたします。

道路改修事業についてですが、3億2,479万7,000円となっておりますけれども、これ全部で55件という説明であったかと思えます。舗装ですとか、事業内容については。地域ごとの件数と主な内容について、それぞれお伺いをいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 道路改修工事55件、令和2年度は行いました。その中で、入札による工事が39件、随契による工事が16件、合計55件。地域ごとということなのですけれども、鴻巣地域におきましては、全体で入札、随契合わせて38件、吹上地域が9件、川里地域が8件、合計55件というふうになっております。整備延長は、入札工事のほう、でかいほうで7,214メートルと随契のほうで402メートルで、合計7,616メートル行っております。主な内容は、舗装の打ち替えというふうになっております。

以上です。

(川崎) 舗装の打ち替えということだったのですけれども、ということは既存の舗装、アスファルトになっているものの打ち替えという認識でいいのか。要するに砂利等をアスファルト舗装に変えたということはないのかどうかお伺いいたします。

(都市建設部参事兼道路課長) 改修工事でございますので、ほとんどが舗装工事で、舗装から舗装。令和2年度の特徴といたしまして、令和元年度に台風19号があった関係で、割と舗装がめためたときだったので。その関係で、やっぱり舗装から舗装が多くなっております。

以上です。

(川崎) それでは、293ページです。道路改良事業になります。1億975万6,901円ということですからけれども、これは拡幅、歩道の設置、あるいは側溝などの工事であったかと思えますけれども、こちらについて要望件数というのはどのぐらいあったのか、対応件数がどうだったのかについてお伺いいたします。対応件数は24件ということではよろしいのでしょうか。要望件数がどうだったのか。その対応した件数で、要望に対してのパーセンテージというのでしょうか、そういうことが分かれば教えてい

ただきたいと思います。

（都市建設部参事兼道路課長）昨年度の改良工事に関する要望は22件ございました。そして、やった工事は何件かといいますと、11件工事を行っております。ただし、この22件ご要望いただいた工事の中から11件やったということではなくて、過去の積み上げの中から11件行ったというものでございます。過去の積み上げどれぐらいあるかということではちょっとお知らせしておきたいのですけれども、令和3年3月末、未処理ということで139件ございます。ちなみに、あと改修のほうは58件、水路で25件、合計222件の要望が3月末まででたまっているというか、たまっているという言い方もおかしいのですけれども、ある。残っている。その中でやっていったものでございます。ですので、22件の要望がありましたけれども、そこにはまだ手をつけていないところなんです。今年になってもう7件改良だけで来ているので、その辺は次年度だとか、緊急性だとか、そういったことを勘案しながら、予算によって徐々に片づけていくという、片づけというとおかしいのですけれども、徐々にやっていくという形になります。

以上です。

（川崎）それでは、303ページです。三谷橋大間線2期工事の整備事業、あと2期工事、3期工事まで説明がありましたけれども、この事業内容についても今ある程度ご説明があったわけなのですが、さらなる詳細の説明があればお聞きしたいと思います。さらに、今後の見通しということでお話しいただければと思います。

（都市建設部参事兼道路課長）工事のほうは、工事請負費として、道路改良工事として国道17号から宮地交差点より鴻神社交差点に向かって約70キロ（P18「70メートル」に発言訂正）の歩道工事を行いました。それが昨年度の三谷橋大間線2期工事街路築造工事ということで、宮地2丁目地内ほかで受注者河野組ということで、令和2年9月8日から令和3年3月26日までで1件工事を行っております。現在の進捗から今後についてちょっとお話なのですけれども、現在の進捗なのですけれども、令和2年度は……すみません。工事の範囲を70キロと言ってしまった

けれども、70メートルの間違いです。ごめんなさい。すみません、訂正させてもらいます。現在の進捗なのですけれども、令和2年度は繰越しを含め6件の用地買収と12件の物件移転補償を行い、令和3年3月末の用地買収率は面積ベースで98.42%となりました。今年になりまして、今年度に替わりまして、残りの1.58%、2件だったのですけれども、については、令和3年4月2日と6月22日に用地買収、物件補償の契約が完了し、現在用地買収率は面積ベースで100%となっております。工事につきましては、令和2年度の整備率は約31%になっておりましたが、現在令和2年度の繰越明許工事を行っておりまして、それは131メートルの区間をやっていますので、この131メートル区間が完了すると整備済み延長ベースで約59%となる予定です。今後につきましては、ライフラインなどの先行工事や電柱移設を行った後、改良工事を実施し、令和4年度末完了を目指して進めておるのですが、先ほどのとおり、最後の2件用地を契約したわけですけれども、引渡し期限が令和4年の3月の31日までとなっております、そこまで来るとちょっと苦しいあれになってくるのですけれども、取りあえず土地の引渡しは次年の令和4年の3月31日となっておりますので、まず工事用地が確保されることが条件となりますけれども、道路築造工事以外にも地下のインフラ整備、水道、下水道、ガス、それと既存電柱施設の移設工事も残っております。関係機関との調整を図りながらの施工となりますが、交通量のある施工区間となりますので、工事短縮となる他工事との同時施工は安全上極めて困難と考えられますので、工事ロスが生じないように最大限努力しますが、交通安全を優先させていただき、今後については事業期間の延伸も視野に入れながら整備を進めていきたいと考えております。ただ、令和4年度完成は目指しながら努力してまいります。

以上です。

(何事か声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 答弁漏れでした。すみません。3期につきましてですけれども、令和2年度は道路詳細設計に必要な土質、地質の構成や状況を把握するため、地質調査を行いました。それと、設計委

託料は実施に向けた道路縦断計画の決定、道路排水や土留め構造物等の詳細設計を行いました。三谷橋大間線の3期整備工事後の今後の予定ということなのですが、令和3年度は都市計画決定の変更を予定しております。今後は用地測量や物件調査などを行い、これらの調査が完了次第、用地買収、物件補償を進めてまいります。

以上です。

(川崎) それでは、307ページの鴻巣市都市公園、13公園の管理運営事業について伺いをいたします。

こちらについては、除草のお願いですとか、あと落ち葉が大変だというようなご要望をいただいておりますけれども、これらの除草作業ですとか清掃作業につきましては年間スケジュールということについて市で把握しているのかどうかをまず1点伺いをいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 13公園のほうは指定管理を行っているところがございます。毎年初めに作業計画を出していただいて、草の生育や落ち葉の状況により対応していただいているところです。その他の公園については、シルバー人材センターのほうにうちのほうからお願いしております。

(川崎) それでは、資料として出てきております都市公園面積の推移、これも本会議でも質疑ありましたけれども、改めて伺いをしたいと思います。

公園数が平成29年4月1日時点で174だったのが令和3年4月1日では182に増えています。面積があまり変わっていない。69.1平米からあまり変わっていないように思うのですが、この差というか、どういうことなのかをお伺いしたいというのと、あと都市公園にする要件がありますよね。都市公園というのはこれこれこういうふうな要件を満たさなければいけない。その要件についても伺いをいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) まず、公園数の増加と面積の差ということで、平成29年から令和3年までの5年間、6か所の公園を開設して、この数字には表れていないのですが、1か所の借地公園を返却しました。30年度には、吹上本町1号公園ということで、0.06ヘクタ

ール、令和2年度にはおおとり公園の0.18ヘクタール、ほか3か所で0.03ヘクタール、令和3年度、今年に入ってから……今年ではないですね。令和2年度末までの、令和3年4月1日分までで広田3号公園0.33ヘクタールで、関新田公園というのがこれ借地公園なのですが、お返しをして、0.09ヘクタール減ったということで、この資料にあるものは都市公園なので、基本的には返すものはないので、徐々に増えていくと。増え方なのですけれども、表示がヘクタール表示になっておりますので、平米で換算すると全部で……29年から換算すると6,600平米ということになっております（令和3年9月8日開催9月定例会まちづくり常任委員会会議録 P1発言訂正）。

それと、都市公園とは何ぞやということで、こちらのほうは都市公園法の2条に定義されております。要約しますと、国または地方公共団体が都市公園施設として設置する公園または緑地ということで、うちのほうの都市公園条例の中には第1条の2に、都市公園は規定する都市公園のうち市が設置する都市公園ということになっております。なので、市が購入、借りているものを除いたものが都市公園という数で出ております。以上です。

（川崎）それでは、309ページです。大間近隣公園の整備事業についてお伺いいたします。

これ社会資本整備交付金の要件として、費用対効果の数値が必要だということが昨年あったかと思うのですけれども、その費用対効果の数値というのはどのようになっているのかということをお伺いをいたします。

（都市建設部参事兼都市計画課長）こちらの費用対効果につきましては、小規模公園費用対効果分析マニュアルに基づき算出した費用対効果の結果となります。今回費用便益比4.24となっており、費用便益比が1を大きく上回り、社会経済的に公共事業として実施する効果があるということが示されました。ということで、妥当性があるということで、こちらのほうは社会資本整備交付金を受けるために、新規採択時の交付要件となっておりますので、実施いたしました。

（川崎）それでは、同じページになります。公園既設遊具改修事業とい

うことで2,295万7,000円ということでありましたけれども、こちらの遊具改修についてはランクづけして修繕を行っているかと思います。A、B、C、Dだったと思います。それぞれの件数はどのようになっているのかお伺いいたします。

(都市建設部参事兼都市計画課長) 令和2年度遊具点検結果の中身でよろしいでしょうか。令和2年度のほうは、まずランクづけ、合計でなくランクごとに申し上げますと、Aランクが9基、Bランクが223基、Cランクが308基、Dランクが1基となっております。改修については、全て、遊具でいうとC、Dの判定を受けた器具が対象で今改修を進めておりますが、毎年それほど多くはできておりませんので、昨年度は15の公園で新設21基、撤去のみ行ったのが4基でございました。以上です。

(川崎) ちょっとお待ちいただけますか。すみません。

(暫時休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時37分)



(開議 午後2時38分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) 最後1点になります。321ページです。空家等適正管理事業についてお伺いをいたします。

これは空き家の問題があるわけなのですが、現在のまず管理不全と思われる空き家と、市民からの要望、苦情の件数と対応件数についてまず1回お伺いをいたします。

(建築住宅課長) 管理不全の空き家件数というのは、ちょっと正確にうちの課のほうでも把握はしておりません。改善の依頼ということで、苦情等連絡があります。その場合、改善の依頼の通知を送っております、令和2年度で83件に送付しております。1件複数回送っていることもあるのですが、場所の数で83件送っております。そのうち47件が改善されております。ちなみに、令和元年度は通知の件数が92件送付して

おります。そのうち52件が改善されたというふうに現地を確認しております。空き家の管理不全の件数につきましては、大体例年80件から100件くらいの苦情等がありまして、解決はするのですけれども、なぜか毎年80から100件くらいの苦情が来ると。こういった点から、90件前後ぐらいが毎年改善、管理不全な空き家なのかというような数字で想定をしております。

（川崎）では、空き家を解体しましても、数年は住宅用地特例として同じ課税を行っている自治体があると。そういうところがあるので、調査研究していくというのが昨年9月議会で答弁があったかと思いますが、これらの調査研究というのは行っているのかどうか伺います。

（建築住宅課長）実際現場等に苦情等があつて行きますと、やはり壊してしまうと住宅用地特例が適用されなくなってしまうというような話を聞いています。現に更地にしても土地の税金が一定期間上がられないような固定資産税の減免制度を設けている市があるのかどうかというところで、ちょっと先日埼玉県に確認したところ、県内で2市がこれからやろうとしているような話を伺いました。税務課に対しても以前に相談したことがあるということなのですけれども、これについては今のところ進展はしておりません。ただ、うちのほうも、税というわけではないのですけれども、解体に対しての補助制度というのもちよっと検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

（川崎）それでは、県内のその2市というのがどこなのかを伺うのと同時に、その解体に関わる費用の補助、これは近隣でいうと北本市が行っているかと思えますけれども、このような北本市などの例を考えているのかどうか、今後について伺います。

（建築住宅課長）まず、一定期間特例と同じような対応ができないかという市なのですけれども、2市あるうちの1市が深谷市、これが令和3年度の課税分から予定しているということです。それと、もう一市が久喜市、これが令和4年度の課税分から検討しているというふうに伺っております。それと、解体の補助につきましては、これから解体のほうの

委員会とか協議会を設けておりますので、そちらに諮る方向ではいるのですけれども、近隣市ですと北本市が上限額30万円、熊谷市が30万円、行田市に行きますと50万円の補助も出しているようなところもあります。大きいところだと、川口市などでは再建築が不可能となってしまうような土地に建っているものに対しては100万円も補助しますよというような自治体もあります。ちょっとこの辺の近隣、埼玉県内のそういった助成をやっている市町村も参考にしながら、これから検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

（秋谷）通告をしてありますので、まず25ページの建築住宅課の住宅使用料からお伺いしますが、収入未済が141万50円あるわけですが、これの納付の見込みはめどが立っているのでしょうか。

（建築住宅課長）住宅使用料の未済につきましては、平成25年度の頃には930万円程度ありました。その後減少していきまして、平成30年度には約200万円、令和2年度末に141万50円となっております。滞納整理につきましては、新たな滞納金を生じさせないということを第一に、優先的に行っています。このため、平成28年度から令和元年度分につきましては、滞納金はゼロとなっております。令和2年度分についても、今年度中にゼロにすることを目標として徴収しております。平成28年度以前の滞納は6世帯あります。合計で約123万円あります。昨年度で約24万円は削減しているのですけれども、また1世帯については今年度6月に完済しましたので、現在は5世帯となっております。納付の見込みにつきましては、平成20年度以前の滞納金のある1世帯、26万6,200円という世帯があるのですけれども、この方については現在行方不明になってしまっているというものです。連帯保証人となっていた親族の方も死亡してしましまして、その親族も相続放棄をしてしまっています。こういったことから回収がかなり難しいと、この1世帯については考えています。そのほかの方については、平成24年度以降の滞納金ですが、返済計画を立てていただいて、少しずつの返済となっておりますが、完済まで時間はかかるかもしれませんが、回収ができないというようなことにならないよう

にしたいと考えています。

以上です。

（秋谷）もう行方不明になって、それで保証人のほうももうつかまらないしということであれば、その件だけは不納欠損でもうやむを得ないから、ある意味落としたほうがいいのではないのかなという気がするのですけれども、その不納欠損にしない理由は何かあるのですか。

（建築住宅課長）今のところ、その辺については内部でも、今の状態ではちょっとそのまま残しておこうかというようなことが代々続いてまして、これについてはどこか不納欠損という形にはなると思うのですけれども、今の時点ではこのまま残していくという形で進めています。以上です。

（秋谷）次は53ページに行きます。市街地整備課の都市開発資金の貸付金の元金収入ですけれども、エルミに2段階にわたって資金を貸し付けて、それ戻ってきているわけけれども、残りの残額と、あと残りの返済年数についてお伺いします。

（市街地整備課長）貸付け残額、これは令和2年度末時点で3億5,300万円となっております。また、償還は平成24年度から始まりまして、返済期間が20年となっております。返済完了は令和13年度でございますので、令和2年度までで9年間返済いたしまして、返済済みの年数としてはあと11年でございます。

以上です。

（秋谷）分かりました。

あと、同じページの今度は建築住宅課のほうの住宅資金貸付金の元利収入のほうのこの収入未済の155万9,020円。これ滞納という説明がありましたけれども、納付の見込みあるのでしょうか。

（建築住宅課長）住宅資金貸付金元利収入の未済額は156万円ありますが、滞納者が現在生活保護になっております。短期間での返済はちょっと難しい状況と考えています。ただ、この方については、借りたものは返したいという意向を示していらっしゃるようですので、去年8月までは月に5,000円の返済でしたが、現在は月に1万円の返済というふうに増額をし

ていただいています。返済の意思があるということですので、これからもちょっとこのまま続けていくと、できれば増額等も視野に入れながらやっていきたいなというふうに考えています。

以上です。

（秋谷）個人情報のある件もありますけれども、ちなみに何歳ぐらいの方なのだろう。生活保護を受給中ということであるけれども、例えば年齢的なものによっては今後例えば回復して働けるようになるのか、それとももう年齢的なものもあって、そのまま生活保護を受けざるを得ないような、あるいは体調的にという状況なのかって、話せる範囲で教えていただきたいのですけれども。

（建築住宅課長）実際のところ、男性の独り暮らしの方で、年齢は70歳ぐらいというふうに聞いています。

以上です。

（秋谷）次は歳出のほうに行きますが、113ページですか、先ほども質問がありましたけれども、道路課の交通安全施設整備事業の中の、交通安全施設整備工事が47件、通学路の安全対策工事が24件という質疑のやり取りをお伺いしましたが、この両方の工事は例えば学校側から要望が上がっているものもあれば、いろんなところから話の来ているものもあると思うのだけれども、その要望に対する工事の実施率というのはいかほどだったのでしょうか。

（都市建設部参事兼道路課長）交通安全施設整備工事、ミラー29、区画線16、標識1、誘導標1、合計47、これにつきましてはほとんどが要望。誰かというのではなく、どこかやってほしい、ミラーをつけてほしい、区画線を引いてほしいといった要望がほとんどでございます。ただ、洲崎橋の標識に関しましては、うちのほうで点検して、洲崎橋を見たときに、2トンの規制がかかっているのですけれども、そこに標識がなかったということで、私どもの自発的な、市のほうでやった。それとあと、先ほど川崎委員さんのときにも言ったのですけれども、荒川左岸線の駅入り口のところの視覚障がい者の誘導標に関しましては、警察のほうからやってくれないかという依頼がございました。通学路安全対策工事のほう

も、学校側とか、ほぼほぼ要望という形でございます。

以上です。

（秋谷）そうすると、要望の実施率はほぼほぼ100%と捉えていいのでしょうか。要望したのに例えば取り入れられないといった件が逆にあるのかなのか聞いたほうがよかったかな。

（都市建設部参事兼道路課長）要望したのにできないというのは、まずいっぱいあります。かなりあります。あと、秋谷委員さんの質問のこの工事の前段に、施設修繕の中でも工事というか、そういったものが行われておるのですけれども、その中でも要望とか、そういったものがございしますが、それが全部できているかと言われると、全部はできていない状況です。要望を全部やったのかと言われると、できていない、積み上がってしまうのもあるというふうな結果になります。

（秋谷）それだけ要望が多いというのではやむを得ないですね。

次が279ページの産業団地のプロジェクトのところなのですが、その中の21の補償、補填及び賠償金の中で、多面的機能支払交付金の返還補償料というのがあるのですけれども、その多面的機能支払交付金自体は農地の保全を図るというのかな、水を受け止める、ある意味畑だったりするわけだから。ただこれを返還の補償料というのは、ちょっと意味が私的には理解できないのだけれども、今し方の話だと今後その賠償に入っていくのであれば、まだその補償の段には入っていないのではないのかなという気がするのですが、ちょっとこのところ詳しく教えていただきたいのですけれども。

（産業団地プロジェクト課長）こちらの多面的機能支払交付金については、先ほどお話があったように、農地や農業用水路等の維持を図るために活動している団体に対して国と県と市で交付金を出しているようなものです。こちらの実際の対象の活動団体というのが箕田の環境保全会になるのですけれども、平成28年度からの5か年計画、この交付金の活動計画というのが5か年計画になっているのです。平成28年度から5か年計画が令和3年度までで、先ほどお話があった今買収しているのであればというところなのですけれども、実際に県のほうが予算化したのが令

和元年度、実際に今回の産業団地の区域を農業振興地域、農用地区域から外しますという手続には事前調整、農林調整ですね、そういったものをしていく中で、県のほうから、さいたま農林事務所のほうから遡って返還をいただきたいということでお話がありまして、令和2年度に農林調整が整ったことなどを踏まえて返還が必要になったというような状況です。

（秋谷）お話としては分かるのだけれども、まだ所有権が移っていない、上のほうからそう言われてしまったらもうやむを得ないのだろうけれども、そのもともとのあそこの今の所有者で、ではもう一切その予定敷地の中にもう出入りして、管理が全くされていないからという意味なのかな。ただ農林調整が済んだから、でも済んでもその土地で耕作している人はもう一切いなくなったのかしら。ちょっとその辺りの細かい事情はどうなのだろう。現状ももとの目的というものが農地の保全なり水の管理なりという部分をやられているのであれば、幾ら調整が済んだといえ、実際にその団体がやっていたらそのまま支払われてもおかしくないのではないのかなという気がするのですけれども、実際の現状に照らし合わせたらどうなのでしょう。

（産業団地プロジェクト課長）産業団地の区域内の耕作については、令和2年度から耕作はしておりません。実際に農地の管理とかというところもやっていないような状況です。あくまでも農業投資については、県のほうから遡って返還が必要だということで言われておりまして、令和2年度の先ほど言いました農林調整とか除外の手続とかが進んだ、ある程度もうめどが立った段階で返還が必要だということで返還したような状況です。

（秋谷）しようがないのだろうけれどもね、上のほうがそういうお話にするのだったら。それで、その返還の補償料ということは、行政がその部分を要は立て替えているわけ。要はもともとその団体に支払われるものなのでしょう。要はその団体からただ単にお返ししてもらおうというわけにはいかないわけ。この補償をする、補償料ということは行政が面倒見ているという、そういう意味なの。

(産業団地プロジェクト課長) こちらの多面的機能支払交付金については、先ほど申しました国とか県とか市のほうで箕田環境保全会のほうにお支払いしている交付金なのです。今回箕田環境保全会が何か原因があってその返還しなくてはならないということではなくて、県、市の事業でその事業を進めるに当たって国とか県に返さなくてはならないという中で市のほうで負担をしている、返還の補償をしているというような状況です。

(秋谷) 次が291ページの道路課の道路改修事業ですが、実施が鴻巣地区が38、吹上が9、川里が8で、7,616メートルというのは分かったので、通告してある、実施箇所や総距離、そこら辺はいいですわ、55件対応したということだから。この中で、道路の個別施設計画というのが路面性状調査及び舗装の個別施設計画策定業務委託料があるのだけれども、この個別施設計画の内容をちょっと具体的に、できる限り詳細にちょっと教えていただきたいのですが。

(都市建設部参事兼道路課長) まず、経緯といたしまして、国の動きとして平成25年11月29日決定のインフラ長寿命化基本計画において、インフラ長寿命化計画、行動計画を策定するとともに、個別施設ごとの対応方針を定める個別施設ごとの長寿命化計画を策定することとされております。平成29年3月、市の基本方針として、鴻巣市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。総合管理計画の中で、道路は公共施設に比べ廃止や転用が難しいことから、維持していくことを前提に更新、長寿命化を図り、現状把握のための定期点検や計画的なマネジメントを行い、個別施設計画ごとの行動計画を策定することとしております。鴻巣市が管理する市道の管理延長は、令和2年の4月の時点で約1,145キロメートルあり、うち舗装済み道路の延長は約770キロメートルでございます。舗装道路全ての路線を対象として計画策定するためには、まず現状路面状況の調査を行う必要があります、多額の調査費用を要することとなるため、一般的に需要頻度の高い幹線路線、1級、2級の市町村道の幹線道路等、交通量が多く定型的な管理計画が必要な路線を抽出した計画を行うことが効果的かつ現実的であると捉え、市の幹線道路として計画を策定させ

ていただきました。計画延長は、1級市町村道、1級が66.4キロメートル、2級が49.5キロ、その他で19キロ、合計135キロの舗装個別施設計画の策定を行いました。この舗装の個別施設計画は、市の幹線道路の135キロを対象にしているのですけれども、そこで路面性状測定車を用いてひび割れ状況、わだち掘れ状況等の計測結果から、舗装の損耗度合いが高い箇所を抽出して、さらに計画の優先性を考慮する要素として、継続的に工事を実施している路線とか学校等の避難所に面している路線、バス路線などを勘案して、優先順位づけを行いました。この個別施設計画があると、幹線道路の整備事業の財源として、公共施設等適正管理事業債（道路事業）という地方債が使えます。今年度、令和3年度に6億6,900万ぐらい使って幹線道路の整備事業を行うのですけれども、その起債を財源活用して行います。この事業債なのですけれども、これは1割が市の単独費で、9割が起債となります。9割の起債のうち3割、全体の事業からすると27%が交付税措置をされる、通常の事業債よりも有利なものとなっております。令和3年度の幹線道路等整備事業6億6,900万の約40路線行うのですけれども、それはこれを活用して行います。以上です。

（休憩でしょうの声あり）

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時07分）

————— ◇ —————
（開議 午後3時24分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（秋谷）その次に行きます。前にも聞いたかもしれませんが、291ページ、同じページの道路維持補修事業で、話自体は293ページになるのでしょうか。6工区に分けて維持補修業務委託をやっているわけなのですが、その6工区ごとの委託の単価を教えてくださいと思います。

（都市建設部参事兼道路課長）6工区ごとの事業実施した金額でよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

(都市建設部参事兼道路課長) 単価ではなく、何工区で幾らということでご説明させていただきます。

1工区というのが笠原、郷地の一部、それと上谷の一部、天神3丁目、それと上生出塚、下生出塚、西中曾根、下谷、常光。どっちかということ旧鴻巣地域でも北本寄りというか、南寄りの地区になります。2工区というのが、鴻巣地域内のJR高崎線の東側、3工区というのがJR高崎線の西側、4工区が主に吹上地域の高崎線の南側、5工区が主なところとして吹上地域のJR高崎線の北側方面、それと6工区が川里地域。一部いろんな鴻巣のちょっと外れたやつがついていますけれども、そういった6工区分けになります。その中で、1工区、これ全体で6,000万の予算がついておりまして、工区ごとに執行額というか、予算が違うのです。1工区のほうが予算が800万使うところ、実施が796万8,400円、13件の修繕を行っております。2工区が6,000万のうちの1,300万、それが実施、執行額が1,299万9,800円。3工区が6,000万のうちの1,400万の予算の中で1,399万9,700円、57件の修繕を行っております。4工区が900万の予算の中で899万1,400円、これは50件やっております。5工区が1,000万の中で988万5,700円、55件の修繕を行っております。6工区が600万円、これで599万7,200円、43件の修繕を行っております。

以上です。

(秋谷) たしか以前に人口の張りつき具合だとか、そういったもので予算を傾斜していただいているわけなのだけれども、実際のところ、各工区ごとにこの予算で維持補修をやっていく中で、相当早い時期に使い切ってしまう実態がないですか。というのは、後の年度の終わりぐらいになると実際のところできていないとか、そういう実態はないでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 大体一番修繕が多い時期というのが前半の梅雨どきの長雨、特に令和2年度はほとんど晴れた日がない7月、8月であったりとか、長い梅雨があるとやはりどうしても舗装の傷みが激しかったりとか、穴がちっちゃいの空いて、そこで車がパンクするとか、現に2件はそういったものがあつたわけですがけれども、その関係でやっ

ぱり修繕が多いのは前半に集中するところがありますので、1,000万の予算がある中で、毎月で1,000万を割れるかというのと、そういったことはなかなか難しいのかなというふうに感じております。だから、ちょっとばらつきだとか、前半に修繕が集中するのは多いかな。それとあと、剪定なんかもこの中でやっているわけなので、やっぱり木の枝が、支障枝が伸びるだとか、草刈りだとか除草だとか、そういったものを含めるとやはりちょっと均等には、毎月の均等割はなかなか難しいというふうに考えております。ただ、工区によっての金額については、若干動かす可能性はございます。

以上です。

(秋谷) というのは、先ほど工区ごとに予算と実際に決算というか、その使用した金額を聞いていると、各工区で受けている業者さんがいらっしゃるではないですか。最初のほうにどんどん、どんどん依頼、あそこをやってくれ、あそこをやってくれと言ったら、ある意味、はい、分かりました、はい、分かりましたと言って、何でもかんでもやっていってしまえば、本当にその工事の重要度というのかな、これは何が何でも早期に対応しなければならないものとか、この部分については我慢していただかなければならない、トータルで考えればですよ、そういう選別をする間もなく、どんどん、どんどん依頼があればやってしまう、使い切ってしまうというような考え方になってきてしまうのではないのかなという気がするのですよね。工事もいろいろやる、やらないってもちろんそちら側でも検討はされているのでしょうけれども、そういった懸念はないでしょうか。後になって本当にやらなければならないものがこの予算を使い切ってしまうおかげで次年度になってしまう。そういう可能性というのはいませんか。

(都市建設部参事兼道路課長) ここで使う予算というのは、維持管理の中の補修の部分でありまして、危険があるものは直ちにやるようなうちのほうでシステムというか、そういった形なので、危険なやつを先延ばしにするということはなかなかできない。道路管理者として早め早めのアタックということで一応今現在の道路課は動いているところです。

以上です。

（秋谷）いろいろな要望を出すと、当然改修にしても改良にしても、当初予算を組むときにあらかじめ今年度はこういうこと、この部分、この工事をやりますというので当然改修、改良は組まれてしまっているわけではないですか。それで、いろんなそういう補修とかをこの6工区に分けてやっていただいているわけなのだけれども、先ほど個別施設計画をつくって、73%、要は27%が補填されるやつだよ。それをやればもっと市の生活道路のところに予算を振り向けられるというような昔は話、答弁が昔はあったと思うのです。ただ、現実的にはいつもその道路予算というのはやっぱり足りていないですよ。その部分、これは部長さんでしかないようだけれども、もう令和3年度始まってしまっているのだけれども、令和4年度の予算の折衝がもうすぐ始まるだろうから、ぜひとも道路予算の積み増しというものを投げかけてもらいたいのだな、財政当局に。その辺りぜひ部長から一言お願いします。

（都市建設部長）それでは、お答えいたします。

確かに市民から市民アンケートなどを取りますと、道路整備に関することが今非常に多いような状況になっています。今年度につきましては、幹線道路ということで6億を超えるような予算をいただいておりますけれども、まだまだ道路整備やっていかなくてはいけないと実感としては思っております。来年度予算についてということでございますけれども、こちらとしても当然財務担当には要望してまいりたいと思っております。その中でどれだけ予算が確保できるのか検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

（秋谷）次が293ページにある道路改良事業のほうです。一番下、道路改良事業で、質問がページが295ページにわたっていきますが、改良工事の実施箇所が24件と、要望その他の対応が11件とかいろいろなお話があったのですが、総距離というのがちょっとお話がなかったので、まずこの24件でどれだけ実施されたのか、距離数でお伺いします。

（都市建設部参事兼道路課長）24件の工事の中で、入札案件が12件、そ

れと随契が12件、合計24件なのですけれども、整備延長にしましては入札の工事で1,922メートル、随契で351メートル、合計2,273メートルの工事を行いました。

以上です。

（秋谷）それと、要望が現在139件未処理という先ほどお話があったのですが、その139件の中で、例えば行政のほう……道路の判定をするではないですか。これをやらなければならない、これは後回しにしようとか。その部分で、実際のところこれはやらなければならない、いずれ、その時期は先送りになったとしても、これはやらなければ、その順位的には多少翌年になってしまうレベルだとしても。ただ住民からの要望にしてみるとどれももちろん要望は大切なものだけれども、どう考えてもこれはできそうにないということを考えたら、実際たまっている要望というのはどれくらいなのです、その139件のうちの。

（都市建設部参事兼道路課長）必ずやらなければならない、特に今考えているのは、やっぱり側溝整備のほかでも、現実に今最近随契、先ほど言いましたけれども、やっているのは冠水対策の関係で集水ますを1個設ければその水たまりは解消するとなればそういった工事は必要工事というふうに考えています。本当はそんなに優先度高くないやつよりも、急に来たそういった冠水対策のほうが行くことは当然ございます。本当にやらなければならないのが幾つかと言われると、ちょっと今のところその集計というか、本当にやらなければいけないのは何件かというのは、ちょっと数字は出ないです。

以上です。

（秋谷）次が295ページの中の、同じページですね、橋りょう維持事業の中で、点検業務委託料と、あとその繰越明許があると思うのですけれども、まずその点検がどれだけできたのか。要は全体の橋梁数に対してどれだけできて、具体的に橋梁維持点検を今まで積み重なってやってきているではないですか。残り幾つ点検あるいは補修なりをしなければならないのかというのが分かれば教えてください。

（都市建設部参事兼道路課長）現在本市で管理する定期点検の対象とな

るのが橋長2メートル以上の橋梁数が493橋となっております。これを5年に1遍点検しろというふうなことになっておりまして、その中で27年度から30年度で一回一巡、4年間で1周、1巡目の定期点検が完了しております。令和2年度から、あるいは元年度から2巡目に入りまして、2か年で175橋が実施済みとなっております、残り318橋については令和3年度から5年度の3か年で点検する計画となっております。なお、点検は近接目視により5年に1度の頻度で行われるのが基本となっております、橋梁ごとに健全性診断の判定を行い、点検の結果は維持補修等へ反映されるものとなりますので、今後も計画的に点検を実施し、適切な維持管理に努めてまいります。

それと、修繕のことをもう一問聞かれて、ご質問だったと思うのですがけれども、1巡目終わった時点で……その前に判定が1判定から4判定まであります。1判定というのは橋梁の機能に支障が生じているような状態。2判定というのが予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態、道路橋の機能に支障は生じていないけれども、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。3判定が道路橋の機能に支障が生じる可能性があって、早期に措置を講ずるべき状態。4判定というのが道路橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が高く、緊急に措置を講ずるべき状態。4判定の橋梁は市内にはありません。1巡目の点検をやったときに、3判定とされたのが38橋ございました。そのうち13橋の修繕が完了しております。令和3年度は3橋の補修工事を予定しております。計画的に修繕のほうも行っていきたいと考えております。以上です。

(秋谷) 橋の安全であるとか、いざというときの安心のためには、その5年ごとの点検というのを義務づけてしまうのは、それはそれでその理由があってやっていることなのだけれども、こちら側から見ると、例えばさっきレベルスリーの部分については補修をやると、直す。例えばそういったものは必ずしも、この5年が終わってまた5年の中でやるというのは何か費用対効果として、せっかく補修なり修繕というか、橋をしっかりと直したのであれば、もっと長い期間、逆に放置するというわ

けではないけれども、もっと安全な状態が保てているはずなわけだから、もっとこの回転は早くなるのではないのかなという気がするのだけれども、逆に全然手つけていないところのほうがまた5年後はどうなっているか分からないというふうに、そっちの部分の点検は当然やらなければならないけれども、常にその5年の中で全部見るというのもどうなのかなというのがちょっと率直な感想なのですけれども、もうやむを得ないものですか。

(都市建設部参事兼道路課長) 493橋を5年間、だから1橋に対して5年に1回は点検されるということなのです。その中で、3判定になって直したら、次の5年後点検したときには多分3判定にはならないという考え方です。

以上です。

(秋谷) そうすると、点検はするけれども、場合によっては3判定を直した結果10年後も、あるいは20年後も2判定のままではいられるのだからいいでしょうという考え方なのか。

(都市建設部参事兼道路課長) だから、長寿命、寿命を延ばそうという考え方です。それで、30年後にまた3判定になるかもしれないですけれども、そこでまた考えるという周期というのですか、すぐに架け替えるというのではなくて、上手に長生きしてもらおうというか、そういった考え方の下の計画でございます。

以上です。

(秋谷) 時間も押しているので、ちょっとはしよります。303ページの三谷橋大間線の2期のことでお伺いしますが、先ほどの説明の中で、説明とやり取り、答弁の中で、用地的には事業の進捗率は3年度で100%だと。ただ、実際的な工事で、地下構造物というのかな、あるいは電柱とかの撤去、移動とかを考えると、実際のところ4年度中も何となく厳しそうなお話だったのだけれども、担当課としてはどうなのでしょう。本当に4年度中に完了が目指せるのでしょうか。

(都市建設部参事兼道路課長) 実際のところ、目指してはいるのですけれども、実際のところはちょっと、この用地買収で1年間の遅れが出て

いる中で、安全に工事を進めるのであればちょっと無理が生じてきているのかなというふうな感想がございます。

以上です。

(秋谷)その後の三谷橋大間線の3期の話になってくるわけなのですが、そうすると事業認可を取るに当たって2期が完全に終わりましたといっ
てから出すものなのではないでしょうか、その認可の申請を。それとも、例えば
5年度中に、もう事業計画終わるねと行政側の判断で、であればその終
わる直前というか、ちょっとでも前にその事業認可というのは出せるも
のなのではないでしょうか、申請を。3期について。

(都市建設部参事兼道路課長)一応重複しての事業認可の取得というの
は難しいというふうなことは何年も前からというか、もう全国的にと
いうか、言われていることから、事業手法を街路事業から事業認可の必要
がないような道路事業にするなどの検討も今後必要になってくるのかな
というふうに考えております、現在のところ。検討を今後行っていき
たいというふうに思っております。

(秋谷)それで、三谷橋大間線の3期の整備事業の中で、地質調査の委
託が終わって設計の委託を2年度にかけているのですけれども、それで
上がってきた課題というものはあるのでしょうか。比較的スムーズにいけ
るのか、それとも何かしら課題があって、早く取りかからない難航す
るのか、その辺りもし分かることがあったなら教えていただきたいです。

(都市建設部参事兼道路課長)課題というのかちょっと分からないので
すけれども、やっぱり三谷橋大間線の3期の工事というのは上尾道路と
くつつくわけなので、それと密接な関係があるので、上尾道路の進捗に
よってかなり進めるべきタイミングというのですか、そのスピード感も
左右されると考えております。そういった中で、課題といえば上尾道路
の進捗、そういったことを注視する必要があるということだと思います。

(秋谷)その地質調査なりなんなりというのは、以前に私一般質問か何
かでしたかもしれないけれども、あの辺りは源経基の館跡が近かったり
するから、何かしら遺跡であるとか、そういった構造物がもしかしたら
また埋まっているかもしれないみたいな話をやり取りをしたと思うので

す。だから、そういったような課題はこの地質調査とかでは分からないものですか。

（都市建設部参事兼道路課長）秋谷委員の言うとおりに、確かにそのところに今言い忘れたというか、その関係も当然懸案の一つでございます。ただ、ボーリング調査の中では、そういったことはちょっと分かりませんでした。

（秋谷）同じ305ページ、次のページになるのか、305ページの公園整備奉仕活動団体の助成事業で、令和2年度のとときかな、42団体に助成しているという話なのですけれども、近年の団体数の推移をお伺いしたいのです。というのは、お恥ずかしい話ですが、私が住んでいる宮前の原というところの自治会も実はこの公園奉仕団体、高齢化でちょっと抜けてしまったのです。その辺りの団体数の推移を教えてくださいたいのだけれども。

（都市建設部参事兼都市計画課長）奉仕活動団体の近年の推移ということで、令和2年度43団体があります。登録しておりますが、助成としては42団体なのですが、1団体は休止ということで、登録数としては43団体、令和元年が44団体、平成30年度が41団体とほぼ横ばいの状態で、どちらかの団体さんが脱退すれば加入する団体もあるような、そんな状況で、傾向としては少しずつ減っている状況です。

以上です。

（秋谷）市の公園全体としての考え方としたら、市における公園がどれだけ必要だという話のある中でも、住民がそうやって協力がずっと得られるかどうかというのはちょっと分からないだろうと思うのです。実際減少傾向にあるとお捉えであれば。そうすると、この公園の在り方というものをうまく考えて市民当たりの平米数というものを増やしていく、単なるこの地区ないからつくってよというだけでは、当面はよくてもその先が回っていかなくなってしまうですね。指定管理に出せるぐらいの、例えばそういう大きい規模で考えていくのか、それともそういう小さい街区公園的な考えでいくのか、その辺り奉仕団体との考えでどのようにお考えです。

（都市建設部参事兼都市計画課長）奉仕団体による清掃活動とかは、地域の親睦を図ることも一つの目的となっておりますので、できるだけやっていただくのが市としてはいいのかなと思います。ただ、その広さとか高齢化の問題がありまして、除草作業を行う時期がちょうど暑い時期になることが多いと思われまます。そういった中で、市のほうで除草業務をその時期1回とかやることで、ほかのもうちょっとそんなに伸びない時期に皆さんのほうでその団体さんでやっていただくような、例えばその代表者と打合せをさせていただいた中で公園の維持管理をしていければ、ただその場所をやめてしまうと市で管理するということになりますと、除草の回数が年1回とか2回とか、もしかするとその公園自体の環境としては今まで皆さんがやっていたより質が落ちてしまうようなことがありますので、できれば団体さんのほうは活動したまま、うちのほうはその維持管理に対してお手伝いをするという形でできたらいいのかなと考えています。

（秋谷）分かりました。

その下になるというか、ページでいうと306になるのでしょうか、公園施設長寿命化計画の策定業務の中で、先ほどのやり取りの中で鴻巣公園とせせらぎ公園を対象にというお話があったけれども、その詳細は実際のところどうだったのでしょうか。大規模な手入れはしなくても問題がないのでしょうか。あとは、もし今後こういったことをどんどん続けてやっていくのかどうかまでお話しただけたらと思います。

（都市建設部参事兼都市計画課長）今回の点検は、国土交通省による公園施設長寿命化計画策定指針に基づき実施いたしました。先ほど言われたとおり、せせらぎ公園と鴻巣公園の2か所でした。調査の中身としましては、あずまやなどの一般施設、遊具ではなく一般施設やトイレなどの建物類で健全度を調査したのですが、一部あずまやとかで支柱の腐食、遊具のボルトの突起などがあり、C判定という部分がありましたが、公園全体で考えますとおおむねB判定ということで、おおむね良好ということでした。あわせて、バリアフリー化の調査ということで、せせらぎ公園においては車椅子の利用する駐車場がないこと、それから鴻巣公園

についてはトイレ2か所あるのですが、1か所はバリアフリー対応ではなく、古いもので非対応になっているという報告を受けております。今後どうしていくかということですが、いろんな公園で、これを全ての公園でやるのはちょっと現実的ではないのかなと。小さな街区公園もあれば、大きな上谷公園のようなところもあります。では、街区公園で長寿命化が必要かというのと、そういった小さい公園であれば、例えばついているものが小型の遊具やベンチ等ですので、事後保全の考え方で、問題が起きたらそこで対応するという考え方で、それほど大きな費用負担にはならないのかなと考えています。ただし、上谷公園のような大きな公園ですと、野球場の施設があったりと、あと何年か前にサッカー場の芝生の張り替えを行いましたので、1億5,000近くの費用がかかっております。そのような大きな施設があるところについては、今後長寿命化計画を策定し、費用の平準化を図っていきたいと考えています。

(秋谷)あとちょっと、315ページになるのかな、下水道課で都市下水道維持管理事業があるのですが、その中で調整池の管理マニュアル作成業務委託が出ているわけなのですけれども、この調整池管理マニュアルの詳細についてちょっとご説明いただきたいのですが。

(下水道課長)まず、経緯といたしましては、下水課で管理している調整池、こちらは大間、赤見台、北新宿の1号から5号池について今後の維持管理を見据えたマニュアルを作成することになりました。内容といたしましては、一般会計の中では箕田赤見台都市下水路、調整池、これのほうの赤見台調整池になるのですが、ついで調整池の概要、機器の運転操作方法、維持管理計画等を記載したマニュアルとなっております。下水道事業会計にて大間、あと北新宿の1から5号の池の策定を行っております。常光のほうの雨水ポンプ場のほうのものに関しては、今年度ちょっと改修工事ございますので、その工事が終わり次第策定するというところで考えております。

以上です。

(秋谷)私、最近夜、明るいときも自転車こいだりして、赤見台の調整池のそばをよく見ているのだけれども、本当に草が繁茂してしまってい

て、もう底がまるで分からないような状態になってしまっていますよね。ああいう状態ではしっかり雨水を取り込めているかどうかというのもまるで分からないような状態になってしまっていると思うのです。ああいう点は改善できるのでしょうか。

（下水道課長）赤見台の調整池については、地元の要望もございまして、野生の鳥がすめるようにということで、若干堆積しているような状況にはなってございますが、ほかの池に関しては、大間の調整池もそうなのですけれども、やはり適切な貯留量を保てるようにということで、その一環として管理マニュアルというものを設けて、その中で管理していこうかなということで今回全ての池に対して作成した経緯がございます。

（秋谷）結局河川というか、水は当然川上から川下に向かって流れるではないですか。赤見台で言ったら川上のほうですよ。だから、東部とかに結局最後はどこかしらを通して流れていくわけです。だから、逆に言うと赤見台のしっかりとした管理が、もしですよ、現状のままできるだけ水鳥であるとか、野生環境を配慮するというのはもちろん大事なだけけれども、それをしっかりとやらずして下流の東部のほうだけやっても、上の受けがないわけだから、ないというわけではないけれども、よく分かっていない状態というのはよくないと思うのです。そこを改善しなければ継ぎはぎだらけになってしまうと思うのですけれども、いかがお考えです。

（下水道課長）赤見台の調整池については、住民の方ともよく調整をして、その下流のほうの箕田赤見台のポンプ場にも調整池というか、ポンプ井があるのですけれども、そちらのほうの清掃に関しては今年度春頃に委託をかけたのですが、ちょっと不調になったということで、渇水期の時期にまたもう一度、再度入札をかけて、そちらのほうの調整池についてはしゅんせつを行っていきたいと思います。

（秋谷）あと、317ページの下水道課の一般下水道の維持管理の中で、一般下水の布設替えをやっているようなのですが、どの部分の設計委託を出したのだろう。

（下水道課長）この一般下水の業務委託なのですけれども、一般下水道

管渠の民地に占有しているものを解消するための業務委託となっております。まして、場所が本町1丁目になります。施工延長が54メートル、内径300ミリのリブつき塩ビ管を布設するものとなっております。あと、450掛ける450の集水ます、こちらのほうを3基、あと附帯工一式ということで業務委託をかけており、今年度工事のほうは発注してございます。

(秋谷)では最後に、私決算書を見てもちょっと分からなかったのだけれども、議運の請求資料で出ている執行率50%未満の事業の中で、建築住宅課で言う住宅等の耐震改修促進事業なのですが、私が以前その委員会にいた頃は大地震というものがいずれ来ると言われているのだから、市民の皆さんにしっかりと周知して、万が一そういったときに自宅が倒壊しないようにこういった耐震改修促進事業というのはやってもらわなければ困りますよという話はしたのですが、ただ実際のところ令和2年度も利用がなかったと。まず、近年の利用実績、何年か前に1度診断はしたけれども、改修しなかったみたいなのがたしかあったと思うのですが、近年の利用実績についてまず伺います。

(建築住宅課副参事)近年の利用実績ということですが、木造住宅耐震診断助成事業と耐震改修助成事業につきましては、平成30年からでよろしいですか。平成30年に改修工事が1件ございまして、それに対して30万円の助成をしております。令和元年度、令和2年度につきましては、申請のほうはございませんでした。また、本年度につきましても、今現在申請のほうはございません。

あと、危険ブロック塀のほうが事業としてはあるのですが、そちらについてもご報告したほうがよろしいですか。危険ブロック塀の撤去及び生け垣等設置事業費補助金につきましては、令和元年7月より申請受付を始めたものですが、元年度に6件の撤去工事に対して申請があり、合計で42万8,000円の補助をしております。令和2年度につきましては、申請はございませんでした。また、本年度につきましても、道路に面する危険ブロック塀に対する撤去工事ということで、補助金の申請が2件出てございます。1件につきましては交付決定しております、もう一件が現在審査中という状況になってございます。

あと、補助金以外なのですが、無料簡易耐震診断というのを市の職員のほうでやってございまして、こちらにつきましては平成30年度に5件、令和元年度に3件、令和2年度につきましては2件、本年度につきましては今現在1件という状況になってございます。

以上です。

（秋谷）どう思われますか。その担当として、もっと周知をすればその利用というか、そういう危険な建築物、もちろんブロック塀とかも含めて、そういったものに対応してもらえると思うのか、あるいはもっと補助率を上げたらいいのかとか、もっと住宅等耐震改修みたいな話、もっと細かくちゃんと分かりやすくこういったものというものを市民に知らせればもっと飛びつく人ももしかしたらいるのかもしれないけれども、今後のこの事業の在り方というものについてお考えがあれば教えていただきたいと思います。

（建築住宅課副参事）住宅耐震改修促進事業、住宅のほうの耐震化助成につきましてはですが、住宅については対象となっている建物が昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅が対象ということになっておりまして、ちょうど今年で、どんなに新しいものでも築40年ということになってございまして、築40年以上ということで、所有者の方も大分高齢化されているというような状況で、いろいろ暮らし方とか資金面などの事情もいろいろ推察されるころではあります。やはり金額的なものもそうですけれども、ご高齢ということもありまして、いろいろ負担のほうが大きくて、あと耐震改修の際にはリフォームなんかも同時にやられるような形も考えられますので、そういったときにバリアフリーに関するリフォームとかも一緒にしたい、あるいはそちらのほうを優先したいような事情もあるというようなこともちょっと聞いたことがありまして、なかなかその点で耐震改修のほうが進んでいないのもあるのかなというふうには捉えております。ただ、今言ったように、個人の方のいろいろご事情がありますので、安易に危険だという不安をあおるようなことはちょっとできないと思いますので、今現在広報とかホームページ、あるいは去年はありませんでしたけれども、防災訓練等で周知活動を行ってお

りますので、こちらの住宅耐震につきましては今のような広報、周知を行ってまいりたいと考えております。

あと、危険ブロック塀のほうにつきましては、市のほうで危険性があるというようなブロック塀のリストも持っておりますので、そちらについては引き続き個別にご訪問して、危険性の周知と助成制度についての広報活動を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

（加藤）私も通告をさせていただいたのですけれども、重複したものは結構あったものですから、その重複した部分は抜きながらやらせていただきます。

まず、歳入、33ページのところになるのですが、これについては真ん中辺りに道路課のところの社会資本整備総合交付金、こういった用語が並んでまいります。この社会資本整備総合交付金については、たしか記憶によりますとその時代、時代によってどこに優先的に配分されるのか、事業の性質、例えば昔であれば橋梁の長寿命化とか、そういったことの説明を受けた記憶がございます。近年の最近の傾向について、どういったものに配分傾向が強いのかなといったところで、もしお話、説明できる範囲でいただければと思います。

（都市建設部副部長）社会資本整備総合交付金については、都市建設部でお答えをさせていただきます。

この交付金、まさに国の動向を反映しているというものと捉えております。この国の動きに対して我々地方自治体、地方はいかにそのインフラ整備、あるいは今維持管理、これについても国の交付金をうまく活用していくか、ここがポイントなのかなというふうに考えています。そのためには、国の情報、それを感度よく収集するとともに、得られた情報に基づいて我々はどういう社会資本整備の計画をつくり込むのか、知恵を絞り、汗をかくところが肝要というように捉えております。昨今の社会資本整備総合交付金の動向としましては、頻発する災害等から人命を守るというところに重点が置かれているようで、防災、安全に資する事業、特に防災・安全交付金に大きな予算がつけられているようです。国のホ

ームページによりますと、通常の社会資本整備総合交付金、これ過去5年間のものを見てみますと、おおむね7,500億から8,900億円のあたりで推移しています。一方で、防災・安全交付金と呼ばれる防災、安全に特化した交付金、これは1兆円を超えています。1兆円から1兆3,000億円という中での推移。非常に大きな金額が動いているというように見ます。そういうことから、市としましてもこの大きな金額の中の国で予算化されているものを本市としても活用するには、やはり防災、安全、この辺りのキーワードに沿った整備計画という中で事業の執行をするということが国の交付金をより多く活用できるため得策というように捉えております。今後におきましては、国のほうが国道17号上尾道路、これが国土強靱化に位置づけられた事業というふうに伺っております。市としましても、上尾道路につながる都市計画道路、一般の市道、こういうものがあります。こういうものは、国土強靱化につながる上尾道路とネットワークを有するという、そういうところに観点を置きながら、防災・安全交付金、こういうものが活用できないか、県あるいは国と調整をしてみたいと、そんなように考えております。

以上です。

(加藤) 了解いたしました。

それでは、歳出のほう行きたいと思えます。115ページの上のほうでしょうか、交通安全施設整備事業の中の未就学児お散歩コース安全対策工事です。259万6,000円ついてありますけれども、ここは未就学児だから保育園とか幼稚園とか、そういったところで、お散歩をしやすいように安全が高まるような、線を引いたりとかということだと思えるのですけれども、ちょっとこれはどこの幼稚園とか保育園のところなのかだけの確認をしたいと思えます。お願いします。

(都市建設部参事兼道路課長) 未就学児お散歩コース安全対策工事として、工期を令和2年8月26日から令和2年11月30日までとして工事を行いました。工事の場所なのですけれども、その工事の中で、園で言うと8園、9か所の場所を工事しております。1番目から、1から9までちょっと申し上げます。1が雷電1丁目、加美1丁目地内のエンゼル幼稚

園 … …

(園名だけでの声あり)

(都市建設部参事兼道路課長) 園名だけでよろしいですか。すみません。そうすると、園で言うと8園。エンゼル幼稚園、登戸保育所、まごやま保育園、カインド・ナーサリー鴻巣本町、富士見保育所、保育室まなびい、保育室風の街、ふくろうの森、以上8園でございます。

(加藤) 了解いたしました。8園で9か所ということですね。

では、次に行きます。241ページ、これ真ん中よりちょっと下ですけども、緑化推進事業です。ここについては川崎委員のほうで聞いていただいたので、内容について内訳とかが分かりましたので、これは通告出しましたけれども、なしといたします。

次に、293ページの道路維持補修事業の道路維持補修業務委託料か、これも秋谷委員のほうから6工区まで予算と実数、内訳、実際の決算額分かったので、これもすみません、通告出したけれども、なしです。

では、質問できるのが297ページ、水路改修事業です。これの工事場所と内容について、ちょっと簡単に教えていただきたいと思います。

(都市建設部参事兼道路課長) 水路改修工事は全部で3件行いました。最初が水路改修工事、吹上富士見地内で、水路敷きの簡易コンクリート舗装を行っております。それと、上谷地内で、内容がU形の水路溝600掛ける900のやつを入れております。それと、3点目が糠田字本田五ノ割地内、こちらは田間宮小の近くなのですけれども、その水路の蓋かけとなっております。

以上です。

(加藤) ページちょっと遡ってしまいます。ちょっと聞き忘れてしまったのですけれども、293ページの下のほうですか、鳥害の対策、いわゆるムクドリの関係です。最近どんな感じなのか。駅のところを含めて市内の状況でちょっと気になる箇所があるのか、それだけちょっと確認させてください。

(都市建設部参事兼都市計画課長) ムクドリの費用としては、都市計画課のほうが一番多く持っていますので、ちょっと都市計画課からお答え

します。

今現状、毎年駅のところだとムクドリのふん害ということで、7月ぐらいから10月ぐらいにかけて追い払い、駅からの追い払いということをやっておりますが、今年に限っては駅のほうには飛来していないようです。今どこにいるのかということなのですが、今現在武蔵水路の緑道、県の緑道ですね、あの辺りに多くいるというふう聞いております。ですから、あそこ樹木が、ちょうどあの辺りというのは国道17号が走って、ある程度音があるのと、止まるスペースがある、この両方があることからあの辺りにいるのかなというふうに考えています。

(加藤) 分かりました。今その辺りにいるというのが分かりました。ラストです。ラストは299ページのところです。299ページの下のほう、大規模盛土造成地地形変動予測調査委託料というのがあるのですがけれども、この調査での調査結果ってどんな状況だったのか、最後お伺いしたいと思います。

(建築住宅課長) 調査の結果なのでありますが、第1次スクリーニングといった形で平成22年度に県のほうからやっております、この中で10か所が対象となっていました。そのうち、10か所今回の委託の中で調査をいたしまして、9か所は対象外と、大規模盛土の造成地にはなっていませんということで判断されました。残る1か所については、引き続き調査をしていきたいと考えています。ちなみに、その1か所は馬室小学校の東側の道路部分でして、花まつりのときにバスが、バス停となっているところ、あの近辺が該当という形になっております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第88号 令和2年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり認定されました。

本日の審査はここまでといたします。

明日は9時から再開いたしますので、よろしく願いいたします。

お疲れさまでした。

(散会 午後4時21分)